

旭川市文化芸術振興基本計画（平成28年度～平成39年度）概要版

体系図

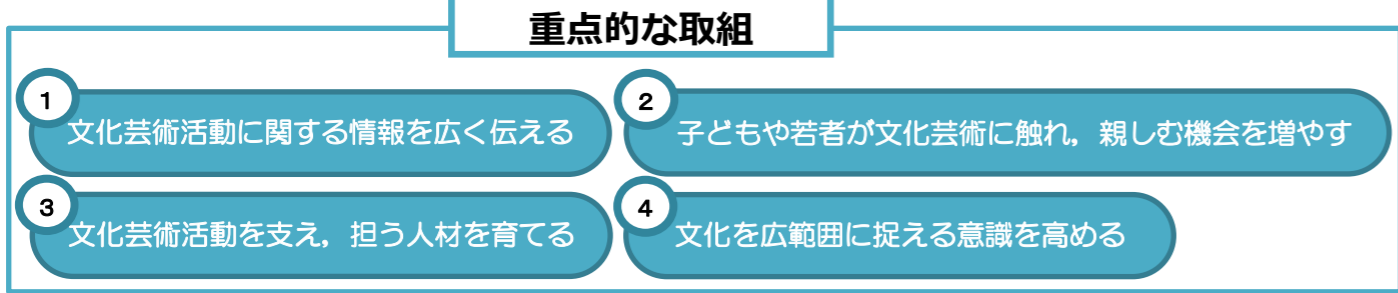
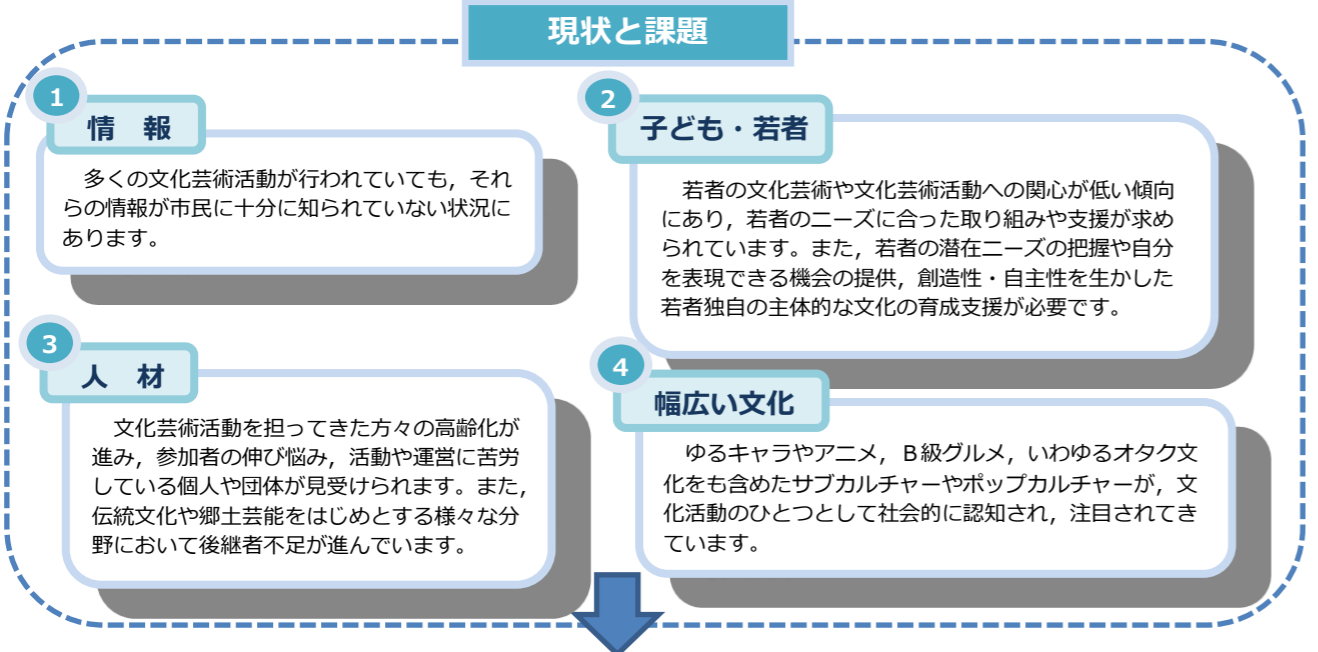
<計画改定の趣旨>
 旭川市では、市民の自主的で創造的な文化芸術活動が一層活発に展開されることを目指して制定した「旭川市文化芸術振興条例（平成21年4月施行）」（以下「条例」という。）に基づき、平成22年11月に、平成22年度から平成27年度までを計画期間とした「旭川市文化芸術振興基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたところです。このたび計画策定から5年が経過し、最終年度となりましたことから、計画を改定するものです。

<計画の期間>
 第8次旭川市総合計画の期間が平成28年度から平成39年度までの12年間であることから、本計画の期間も同様に平成28年度から平成39年度までとします。

<計画の体系>
 条例第2条に定める基本理念をもとに、4つの「基本目標」を設定します。
 また、条例第5条に定める基本計画の事項を、11の「基本項目」として設定します。
 この基本項目ごとに、現状と課題を整理した上で、「基本方針」を定め、施策の概要及び具体施策を示します。

重点的な取組

11の基本項目は、条例に基づくものであり、いずれも長期的、継続的に取り組んでいく必要があるものですが、社会情勢や市民ニーズ、現状や課題等を踏まえた上で、本計画期間中に特に重点的・横断的に取り組むべき事項を、「重点的な取組」として設定します。



計画	基本目標	重点的な取組	基本項目	基本方針
旭川市文化芸術振興基本計画	①文化芸術活動を行う市民等の自主性及び創造性の尊重 ②文化芸術を担う人材の育成、文化芸術に係る交流及び情報発信の促進	①文化芸術活動に関する情報を広く伝える ②子供や若者が文化芸術に触れ、親しむ機会を増やす	(1) 市民等の文化芸術活動の促進に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民の文化芸術活動の促進を通じて、いきいきとした魅力のあるまちをつくりだし、地域の創生につなげます。 ② 市民の文化芸術活動に対し、助成や後援等を行うことで文化芸術活動の促進に努めます。 ③ 市民の文化芸術活動の状況を把握し、多様な情報提供ができる体制づくりに努めます。
			(2) 市民等の文化芸術に対する意識の高揚に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ① 文化芸術が盛んなまちであることを市民一人一人が実感し、それに誇りを持てるような意識づくりに努めます。 ② 市民一人一人が主体的かつ継続的に文化芸術に参加し、意識が高揚するよう努めます。 ③ 従来の文化芸術や伝統芸能等の枠にとらわれず、文化を広範囲に捉える意識の醸成に努めます。
			(3) 文化芸術を担う人材の育成に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ① 若い世代等が文化芸術に関心を持つきっかけづくりを行い、文化芸術を担う人材を育成します。 ② 文化芸術を担う多様な人材を育成します。 ③ 文化芸術を担う多様な人材を育てるため、指導者を育成する環境づくりに努めます。 ④ 文化芸術を担う人と指導者とを結び付けるシステムの構築に努めます。 ⑤ 文化ボランティアを育成することで、自主的な文化芸術活動が活発に展開されるよう努めます。
			(4) 文化芸術に係る交流及び情報の発信の促進に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ① 発達する情報通信技術等を積極的に活用しながら様々なニーズに対応できるような多様な情報発信に努め、文化芸術活動が活性化される環境づくりに努めます。 ② 文化芸術団体が交流・連携することで、より活発な文化芸術活動の促進に努めます。 ③ 国内外の交流の振興による多様な文化交流の促進・発展に努めます。
			(5) 市民等の文化芸術に接する機会の拡充に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民それぞれのニーズに合わせた多様な催しなどを展開し、市民の誰もが旭川は「文化芸術活動の盛んなまち」であると認識できるようなまちづくりに努めます。 ② 市民が気軽に文化芸術に接する機会を創出することで、新たな興味や関心を持つきっかけづくりに努めます。
			(6) 文化芸術活動を行いやすくするための環境の整備に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ① 生涯を通じて、文化芸術活動を行える環境づくりに努めます。 ② 文化芸術の鑑賞が行える環境づくりに努めます。 ③ 既存の文化芸術施設の長寿命化を図ります。 ④ 施設情報の充実など、ソフト面の環境づくりに努めます。
			(7) 青少年、高齢者、障害者等の文化芸術活動の支援に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ① 青少年が学校以外でも文化芸術活動を行える環境づくりに努めます。 ② 高齢者が生涯学習の一環として、文化芸術活動を継続できる環境づくりに努めます。 ③ 障害者等が文化芸術活動に積極的に参加できるような環境づくりに努めます。
			(8) 学校教育における文化芸術活動の支援に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもたちが文化芸術活動を行いやすい環境づくりに努めます。 ② 子どもたちが文化芸術を鑑賞する機会を設けることで、その興味や関心の高揚を促し、文化芸術に携わる人材の育成に努めます。 ③ 学校と文化芸術活動団体等との協力体制の構築に努めます。
			(9) アイヌ文化の振興に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ① アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に努めます。 ② 市民一人一人がアイヌの伝統文化を学び、理解を深める環境づくりに努めます。
			(10) 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ① 歴史的文化遺産の適切な維持・保存に努めます。 ② 市民の郷土文化への理解の促進と地域への愛着心の向上に努めます。
			(11) その他文化芸術の振興に関する重要な事	<p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活用した文化芸術の振興 まちなかの賑わいを創出するイベントと連携した文化芸術の振興 北国特有の気候を活用した文化芸術の振興